

○職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和35年6月20日)
(条例第14号)

改正 令和3年12月6日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他緊急の理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月6日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名